（老齢福祉年金支給規則及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「八月十一日から九月十一日」を「八月十二日から九月十一日」に改める。

一　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）第五条

二　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第六条第二項、第十四条第二項及び第二十二条第三項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○内閣官房告示第二号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　内閣官房の庁舎であって東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目二番から七番まで、永田町二丁目二番から七番まで及び霞が関三丁目
	東京都港区	赤坂一丁目一番から六番まで、八番及び九番、赤坂二丁目二番及び三番並びに虎ノ門二丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　内閣官房の庁舎であって東京都千代田区永田町二丁目四番十二号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町二丁目二番から七番まで、十番及び十一番並びに霞が関三丁目七番
	東京都港区	赤坂一丁目一番、三番から六番まで、八番及び九番並びに赤坂二丁目一番から十三番まで及び十七番

○内閣府告示第百六十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　内閣府の庁舎であって東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目二番から七番まで、永田町二丁目二番から七番まで及び霞が関三丁目
	東京都港区	赤坂一丁目一番から六番まで、八番及び九番、赤坂二丁目二番及び三番並びに虎ノ門二丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　内閣府の庁舎であって東京都港区赤坂五丁目二番二十号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	赤坂五丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区	赤坂二丁目十四番、赤坂四丁目二番から七番まで及び九番から十八番まで、赤坂五丁目、赤坂六丁目一番から五番まで及び十一番から十八番まで並びに赤坂七丁目

備考

一　「次の図面」は略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。